

第2次匝瑳市障害者計画の構成について

1 国の障害者基本計画（第3次）の構成

●国の障害者基本計画（第3次）の施策分野

1 生活支援 ①相談支援体制の構築 ②在宅サービス等の充実 ③障害児支援の充実 ④サービスの質の向上等 ⑤人材の育成・確保 ⑥福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 ⑦障害福祉サービス等の段階的な検討
2 保健・医療 ①保健・医療の充実等 ②精神保健・医療の提供等 ③研究開発の推進 ④人材の育成・確保 ⑤難病に関する施策の推進 ⑥障害の原因となる疾病等の予防・治療
3 教育、文化芸術活動・スポーツ等 ①インクルーシブ教育*システムの構築 ②教育環境の整備 ③高等教育における支援の推進 ④文化芸術活動、スポーツ等の振興 ※インクルーシブ教育：障がいのある人とない人がともに学ぶ仕組み。
4 雇用・就業、経済的自立の支援等 ①障害者雇用の促進 ②総合的な就労支援 ③障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 ④福祉的就労の底上げ ⑤経済的自立の支援
5 生活環境 ①住宅の確保 ②公共交通機関のバリアフリー化の推進等 ③公共的施設等のバリアフリー化の推進 ④障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
6 情報アクセシビリティ ①情報通信における情報アクセシビリティの向上 ②情報提供の充実等 ③コミュニケーション支援の充実 ④行政情報のバリアフリー化
7 安全・安心 新規分野 ①防災対策の推進 ②東日本大震災からの復興 ③防犯対策の推進 ④消費者トラブルの防止及び被害からの救済
8 差別の解消及び権利擁護の推進 新規分野 ①障害を理由とする差別の解消の推進 ②権利擁護の推進
9 行政サービス等における配慮 新規分野 ①行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 ②選挙等における配慮等 ③司法手続等における配慮等 ④国家資格に関する配慮等
10 国際協力 ①国際的な取組への参加 ②政府開発援助を通じた国際協力の推進等 ③国際的な情報発信等 ④障害者等の国際交流の推進

2 千葉県障害者計画の構成

●第5次千葉県障害者計画の構成

第1部 総論

I 障害者計画の目指すもの

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の趣旨・位置付け
- 3 計画の基本理念と目標
- 4 策定に係り各分野に共通する基本的な考え方
- 5 計画期間
- 6 策定体制
- 7 第四次千葉県障害者計画の進捗状況

II 本県の障害のある人の状況

- 1 障害のある人の手帳の所持等の状況
- 2 さまざまな障害の状況 16
- 3 ライフステージごとの状況 21

第2部 現状と課題及び今後の施策の方向性

I 主要な施策

- 1 入所施設から地域生活への移行の推進
- 2 精神障害のある人の地域生活への移行の推進
- 3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進
- 4 障害のある子どもの療育支援体制の充実
- 5 障害のある人の相談支援体制の充実
- 6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実
- 7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実
- 8 その他各視点から取り組むべき事項

II 計画の推進

- 1 計画推進に当たっての体制整備及び連携・協力体制の確保
- 2 広報・啓発活動の推進
- 3 計画の評価と進行管理
- 4 国への提案・要望

第3部 障害福祉サービス等の必要見込量（障害福祉計画）

I 基本的な考え方

II 県全体及び圏域別の必要なサービス量の見込み

○市町村においては、国の障害者基本計画（第3次）をはじめ、それを踏まえた都道府県障害者計画を基本としながら、市町村障害者計画を策定することが求められています。

3 匠瑛市次期障害者計画の構成について

※第2次計画の構成案はあくまで現段階のものであり、今後、変更する可能性があります。

●匠瑛市障害者計画の構成

現行計画	第2次障害者計画構成案（新）
<p>第1編 総論</p> <p>第1章 計画の策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画の目的 2. 計画の位置づけ・構成 3. 計画の期間 4. 計画の対象 <p>第2章 障害のある人を取り巻く環境</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 人口・世帯数・就業人口の状況 2. 障害者（児）人口の推移 3. 地域資源 <p>第3章 基本理念・基本方針・施策の大綱.</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本理念 2. 基本方針 3. 施策の大綱 <p>第2編 障害福祉計画</p> <p>第1章 障害福祉計画の基本目標</p> <p>第2章 地域生活移行と就労支援の数値目標</p> <p>第3章 サービス事業量の見込みと提供体制</p> <p>第4章 計画の推進・評価</p> <p>第3編 障害者計画</p> <p>第1章 広報・啓発の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 広報活動の充実 2. 体験交流の促進 <p>第2章 保健・医療・福祉の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ライフステージに応じた保健事業の充実 2. 精神保健福祉の充実 3. 医療サービスの充実 4. 経済的な支援 <p>第3章 療育・教育体制の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 早期教育の充実 2. 学校教育の充実 3. 生涯学習の推進 <p>第4章 雇用・就労の促進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 職業能力の開発 2. 雇用・就労の拡大と定着 3. 福祉的就労の場の拡大 <p>第5章 生活環境の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. やさしいまちづくりの推進 2. 移動・交通安全対策の推進 3. 防災対策の推進 <p>第6章 スポーツ・文化活動等社会参加の促進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. スポーツ活動の充実 2. 文化活動への参加促進 <p>第7章 計画の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自立・協働・連携による体制整備 	<p>第1章 計画の策定にあたって</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画の目的 2 計画の位置づけ 3 計画の期間 4 計画の対象 <p>第2章 障がいのある人を取り巻く環境</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人口・世帯数・就業人口の状況 2 障がい者（児）人口の推移 3 地域資源 <p>第3章 基本理念・基本方針・施策の大綱.</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基本理念 2 基本方針 3 施策の体系 <p>第4章 障がい者施策の展開</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活支援と雇用・就労 2 保健・医療 3 生活環境と安全・安心 4 教育と文化芸術活動・スポーツ等 5 差別の解消と権利擁護 <p>第5章 計画の推進</p>